

2023年度同志社大学大学院司法研究科

前期日程入学試験問題解説

民法

第1問（50点）

問（1）（10点）

1. Aは、Bとの間でD作の絵画乙を470万円で購入する契約を締結し、代金全額を支払い、Bより乙の引渡しを受けた。しかしながら、乙が贋作だったことが判明した。

2. Bは、AB間売買契約は、乙が贋作だったから、効力がないと発言している（事実6）。このBの発言は、AB間のD作の絵画乙の売買契約が、95条1項2号の錯誤に当たり、取消しようという主張であるという意味をもつ。

3. 2021年10月6日AB間で乙の売買契約が締結され、AB間において乙についての売買契約が成立している。同月20日代金全額が支払われ、乙がBに引き渡された。

4. Bは、D作の乙を購入する意思を有し、D作の乙の売買契約を締結した（事実4）。Bにおける乙の所有権の取得の意思と乙の売買契約の締結による、乙の所有権取得の表示は合致しており、95条1号の錯誤には該当しない。

5. Bは、D作の真作の乙を購入する意思を有していたが、乙が贋物だったことから、95条1項2号の、「表意者が法律行為の基礎とした事情についての認識が真実に反する錯誤」に該当する。

問（2）（40点）

1. Bは、95条1項2号及び2項に基づく取消しによって、AB間の売買契約が遡及的に無効となる（120条、121条）と主張する。

2. 95条1項2号及び2項の要件の充足性の検討

・Bは、20年余り絵画や美術品の購入販売業をしているAが、美術品の収集家として名高いEが真作として所蔵していたこと、Aが取り扱ったEの収集品は全て真作であったと説明したこと、また、図柄筆致等から見て自己自身も真作と思い、B自身が扱ったEの収集品も全て真作だったので、乙を購入したという事実（事実1, 3, 4）から、表意者（B）は、D作の乙が真作であると思って乙を購入しており、乙がD作の真作であることが、法律行為の「基礎とした事情」である。

・しかしながら、真作だと思った乙が贋作だったことから、Bによる「その認識が真実に反する」といえる。

・Bは、乙が真作だと思って売買契約を締結しており、錯誤に基づく意思表示がなされた（錯誤と意思表示との間の因果関係の存在）。

・基礎事情が法律行為の基礎とされていることの表示（2項）の判断基準として、相手方は、法律行為の基礎とした事情を前提として効力が認められることを受け入れていたことが必要であるとする見解（動機内容化説）と、相手方による基礎事情とされていることの認識で足りる、すなわち、相手方は、基礎事情が意思表示の前提となっていることを了解していれば足りるとする見解がある。

・乙を購入する際、Bは乙が確かにD作かについて問うており、20年余り絵画や美術品の購入販売業をしているAも、美術品の収集家として名高いEが真作として所蔵しており、Aが取り扱ったEの収集品は全て真作であったと説明し、Bは、これを受けて乙を購入していること、真作であれば500万円、贋作であれば2万円程度の価値であるところ、乙について、真作の値段のほぼ近い470万円で売買契約を締結していること、両者は10年前から何度も美術商として取引をしており、乙が真作であることがAB間の売買契約の前提とされ内容となっていたと解され、その「事情が法律行為の基礎とされていたことが表示されていた」と解しうる。

・真作であれば500万円、贋作であれば、2万円のところ、Bは、470万円で乙を購入しており、錯誤に陥らなければ、Bは、乙買わなかったであろうし（主観的因果関係）、一般人もBの立場であれば買わなかったであろう（客観的重要性）といえ、「錯誤が法律行為の目的及び取引上の社会通念に照らして重要なものである」（錯誤の重要性）といえる。

3. Aは、95条3項柱書に基づき、表意者Bの重過失を主張する。

・重過失は、表意者個人を基準とするのではなく、その者が属する職業、地位、視覚、経歴、取引の種類や目的などを考慮して客観的に判断される。Bは、30年近く美術商を営んでいること、それにもかかわらず、鑑定書がないことを告げられても、鑑定書のない高額の絵画の売買には専門家の鑑定を経ることが通例であるにもかかわらず（事実3）、Aの発言と図柄、筆致等からの自己の判断、及び、自己が扱ったEの収集品が全て真作だったという経験に基づいて乙を購入しており、重過失があるといえる。

4. 一方、Aも20年余り絵画や美術品の購入販売業者としているが、A自身も収集家として名高いEがDの真作として所蔵していたこと、自己のEとの取引においても全て真作であったことから乙を真作と信じ、また、精巧に作成された贋作であり、専門家でも見分けることが難しいことからしても、相手方Aも表意者と同一の錯誤に陥っており（95条3項2号）、Bは、取消しを主張することができる。

5. 取消しの遡及的無効（121条）により、Bは、121条の2に基づいて、原状回復請求権として、債務の履行としての給付である、支払った売買代金470万円の返還請求をすることができる。

第2問（50点）

問（1）（10点）

1. Fは、乙をDの真作と信じてBとの間で乙を500万円で購入する契約を締結し、代金額を支払い乙の引渡しを受けた。

2. Fは、乙が贋作であることを理由として、BF間の売買契約の効力が生じないことを主張しており、この発言は正当であるとされている。

3. そこで、Fは、BF間の売買契約が錯誤に基づく取消しにより無効であるとして（95条、120条、121条）、債権者代位権（423条）に基づいて、Bに対して取得する原状回復請求権（121条の2）を被保全債権として、BがAに対して有する権利をBに代わって行使して、BがAに支払った470万円の返還をAに対して請求することになる。

すなわち、Fは、Bに代位して、AB間の売買契約を取り消し（Bの取消権の代位行使）、BのAに対する原状回復請求権を代位行使する。

（2）（40点）

1. Bによる債権者代位権に基づく主張（423条）

1) BF間の売買契約は、95条1項2号及び2項に基づく取消しにより遡及的に無効となる（121条）。無効な行為に基づいて、売買代金500万円の給付を受けたBは、Fに対して原状回復義務として、500万円の返還義務を負っている（121条の2）。このFのBに対して有する原状回復請求権を被保全債権として、Fは債権者代位権を行使する。

・Bは、無資力状態にあり（事実12）債権保全の必要性がある。

・原状回復請求権は、不当利得に基づく請求権であることから、その成立時が弁済期となり、Fが原状回復請求権を行使した時点で、その弁済期が到来している（但し、相手方の抗弁事由である）。

2) 債権者が、債権者代位権を行使するためには、さらに、表意者が、意思表示の瑕疵を認めていること（最判昭和45年3月26日24巻3号151頁）を要する。本問では、表意者Bは乙を真作と信じてAから買い受けたことを認めており（事実10）、Bは、錯誤に基づいて乙を購入したことを認めているといえる。

3) Fは、BがAに対して有する取消権（95条1項2号及び2項、120条）を代位行使したうえで、BのAに対する原状回復請求権（売買代金返還請求権（121条の2））を代位行使し、A間売買契約の代金である470万円の範囲での（423条の2）返還を請求する。

2. これに対して、Aは、Bに対して有する債権に基づいて、相殺を主張する（423条の4、505条1項、506条2項）。

1) 相殺の要件（505条1項、506条）は、①2つの債権の対立、②両債権が同種の目的を有すること、③弁済期の到来、④債権の性質が相殺を許すものであること（抗弁事由）⑤相殺適状の現存、⑥相殺の意思表示である。

・BはAに対して原状回復に基づく売買代金返還請求権（470万円）を有しており、AはBに対して貸金返還請求権（200万円）を有している（事実9）（①及び②充足）。

・貸金返還請求権の弁済期は、2022年4月7日（事実10）であり、売買代金返還請求権は、その行使時点が弁済期となるから、FによるBの原状回復請求権の行使時が弁済期といえる。Fは、2022年8月4日、FB間の売買契約が効力がないことを主張しており（事実12）、Fが、Aに対して、BのAに対する原状回復請求権を行使した時点で弁済期といえ、それは、2022年8月4日以降と解されるので、両債権の弁済期は到来しており、相殺適状は現存している（③）。Aは、Fに対して、対当額である200万円の範囲で、相殺敵状時（FによるBの返還請求権の行使時）に原状回復請求権は消滅している（505条1項、506条2項）と主張する（⑥）。

2) Aの主張は、423条の4に基づく、Bに対する被代位権利における抗弁の主張であり、FによるBを代位して行使する売買代金返還請求権470万円のうち、270万円がFに対して返還される。